

漁港及び漁場の整備等に関する法律第 66 条第 3 項後段の規定に基づく  
水産政策審議会の議を経ることを要しない施設に関する基準を定める件

令和 6 年 10 月 23 日農林水産省告示第 1884 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 66 条第 3 項後段の規定に基づき、水産政策審議会の議を経ることを要しない施設に関する基準を次のように定める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律第 66 条第 3 項後段の水産政策審議会の議を経ることを要しない施設に関する基準は、漁港の管理上又は機能上必要な施設として整備及び維持管理の対象とする必要がある施設であって、次のいずれかに該当する施設（当該施設の周辺の漁港の区域外の区域にまで漁港の区域を拡大する必要性に乏しく、かつ、当該施設の周辺の漁港の区域外の区域において当該施設のほかに漁港の管理上又は機能上必要な施設の整備又は維持管理を行うことが予定されていない場合に限る。）であることとする。

- 一 漁港の区域内から漁港の区域外に長大な延長を有する施設であって、次のいずれかに該当する施設
  - イ 漁港の区域内と漁港の区域外の交通を確保するための施設（道路等）
  - ロ 漁港の区域外から漁港の区域内へ海水を取水する必要がある施設
- 二 高度の高い土地に配置させる必要がある施設（陸上無線電信、避難施設、漁具保管修理施設等）
- 三 水産物の衛生管理上、他の漁港施設と隔絶して配置させる必要がある施設（廃棄物処理施設、加工場等）
- 四 地方公共団体の有する計画等に伴い、地理的に離れた土地に移転させ、又は配置させる必要がある施設
- 五 漁港の区域内に設置に必要な土地を確保できない施設

六 水際線沿いに配置せざるを得ない施設（荷さばき所等）であつて、漁港の区域に隣接する他の法令による規制を受ける区域に配置せざるを得ない施設（当該他の法令による規制を受ける区域と重複して漁港の区域を定めることが困難である場合に限る。）

#### 附則

この告示は、公布の日から施行する。